

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」
開催要綱

(目的)

第1条 本検討会は、屋外貯蔵タンクの点検作業のスマート化に向け、新技術のうち渦電流探傷試験を活用した屋外貯蔵タンク底部の溶接部検査等に関する検討の実施を目的とする。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 渦電流探傷試験の導入に向けた調査検討に関する事項
- (2) 危険物施設に適用可能な新技術による点検方法等の調査に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から令和7年3月31日までとする。

(秘密保持)

第5条 検討会の委員は、非公開情報とされた資料について、検討会の開催期間中及びその終了後において、これを秘密として保持し、他の出席者及び消防庁の検討会担当者を除く第三者に開示し、又は公表しないこと。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。